

居住支援関係・その他

資 料 目 次

<居住支援関係>

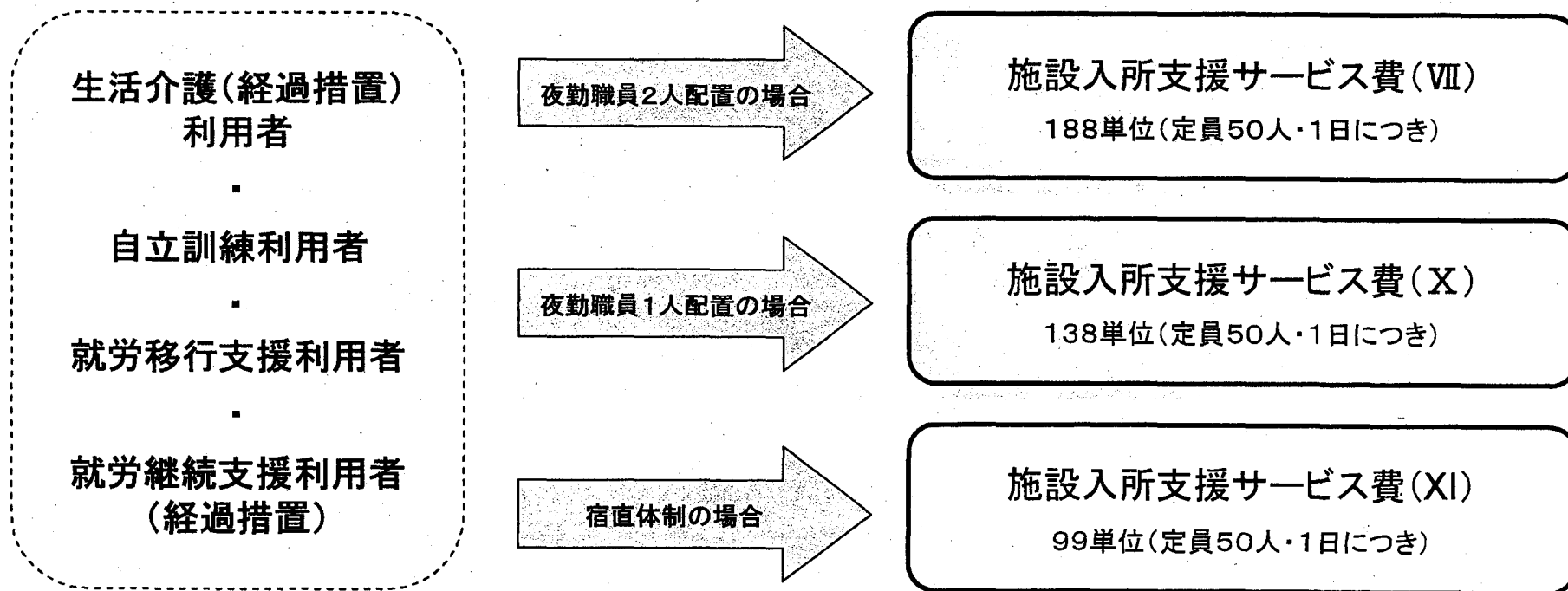
	頁
○ 入所施設の夜間支援体制の見直し -----	1
○ 重度障害者支援体制加算の見直し -----	2
○ 生活介護・施設入所支援に係る報酬算定要件の見直し -----	5
○ 平均障害程度区分が変動した場合の取扱い -----	7
○ 平均障害程度区分等の求め方 -----	8
○ 入所施設（障害児施設を除く）における入院時の取扱い -----	11

<その他>

○ 介護給付・訓練等給付費及び障害児施設給付費の支払期日について -----	13
--	----

入所施設の夜間支援体制の見直し

- 自立訓練又は就労移行支援の利用者及び特定旧法受給者(経過措置によって施設へ入所している者)であって生活介護又は就労継続支援の利用者について、夜間の支援体制に応じて、報酬が算定される仕組みとする。



※ 自立訓練等の訓練等給付事業と生活介護を組み合わせる多機能型で実施する施設にあっては、施設入所支援に係る平均障害程度区分の算定対象から自立訓練等の利用者を除外することとする。

重度障害者支援体制加算の見直し

- 重度障害者支援体制加算のうち、強度行動障害に関する加算措置について、こうした障害者が多数入所する施設について、その実態に適した内容となるよう見直しを行う。

1. 現行制度における強度行動障害加算

- 現行の強度行動障害加算については、個人単位で強度行動障害者1名につき、1月14.6万円(区分Aの場合)が加算される仕組みとなっている。

【加算の算定要件】

- 強度行動障害者が1名以上いる場合。
- 強度行動障害者1名に対して、2人以上職員を配置。

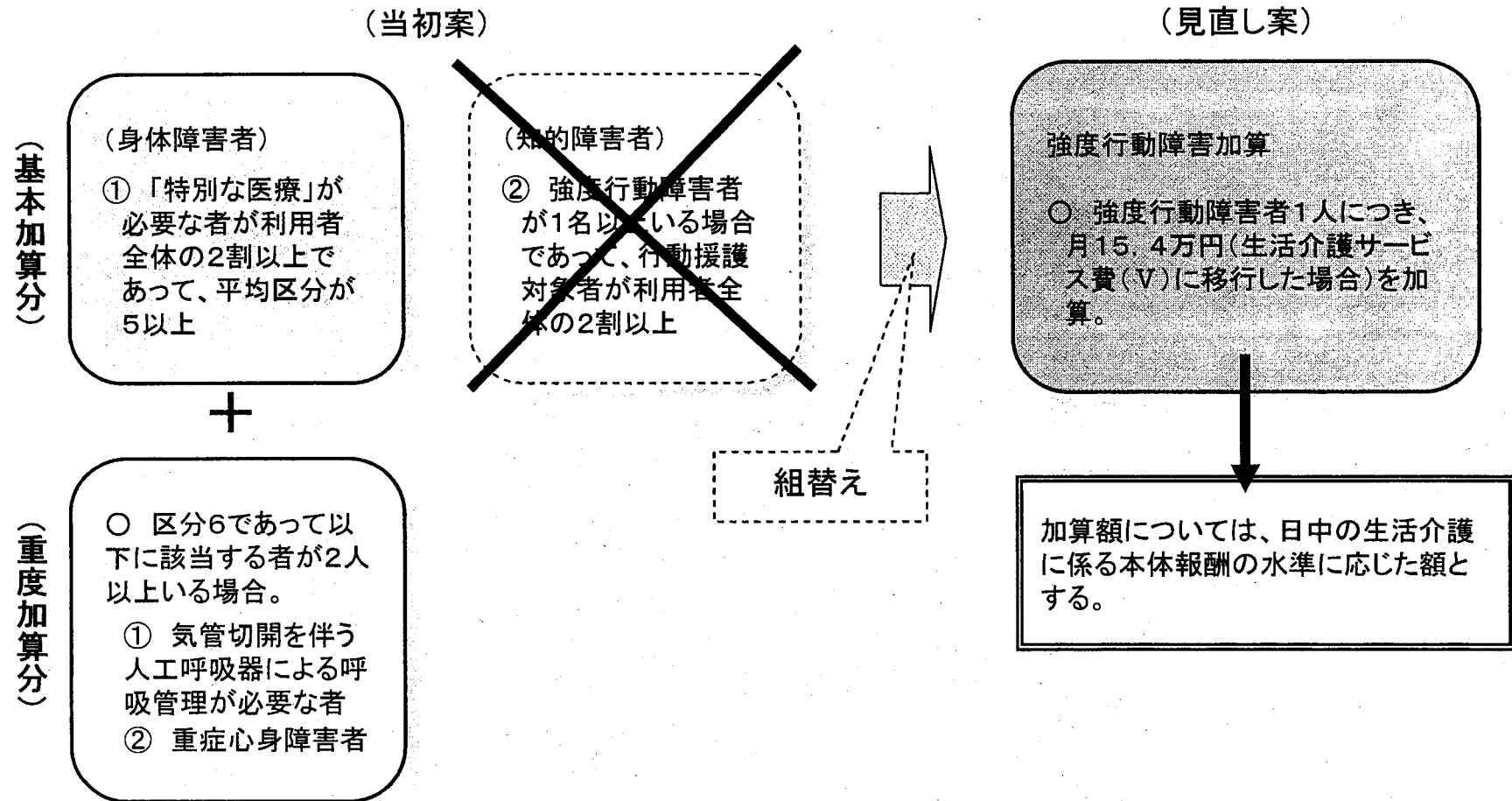


【加算額】

- 強度行動障害者1名につき、1日あたり以下を加算。
 - ・ 区分A 1日:481単位(1月:14.6万円)
 - ・ 区分B 1日:565単位(1月:17.2万円)
 - ・ 区分C 1日:722単位(1月:21.9万円)

2. 見直しの内容

- 知的障害者については、当初案を見直し、現行制度と同様に、強度行動障害者の人数に応じた評価を行う仕組みに改めることとする。



3. 具体的な単価案

区分	報酬単価(日額)	人員配置	施設入所支援の費用区分	
重度障害者加算(Ⅰ)	40単位	0.5人加配	施設入所支援サービス費(Ⅰ)	1.7:1
重度障害者加算(Ⅱ)	164単位		施設入所支援サービス費(Ⅱ)	2:1
重度障害者加算(Ⅲ)	306単位		施設入所支援サービス費(Ⅲ)	2.5:1
重度障害者加算(Ⅳ)	435単位	1.0人加配	施設入所支援サービス費(Ⅳ)	3:1
重度障害者加算(Ⅴ)	505単位		施設入所支援サービス費(Ⅴ)	3.5:1
重度障害者加算(Ⅵ)	563単位		施設入所支援サービス費(Ⅵ)	4:1
重度障害者加算(Ⅶ)	605単位		施設入所支援サービス費(Ⅶ)	4.5:1
重度障害者加算(Ⅷ)	676単位	1.5人加配	施設入所支援サービス費(Ⅷ)	5:1
重度障害者加算(Ⅸ)	704単位		施設入所支援サービス費(Ⅸ)	5.5:1
重度障害者加算(Ⅹ)	730単位		施設入所支援サービス費(Ⅹ)	6:1
重度障害者加算(Ⅺ)	799単位		施設入所支援サービス費(Ⅺ)	経過措置

生活介護・施設入所支援に係る報酬算定要件の見直し

○ 生活介護及び施設入所支援については、①平均障害程度区分、②重度障害者の割合、③人員配置等に応じた報酬区分を設定していたところであるが、今般、新体系への移行促進の観点から、より柔軟な運用が可能となるよう、必要な人員が確保されていることを前提に、

- ① 平均障害程度区分及び重度障害者の割合に応じた報酬区分
 - ② 平均障害程度区分に応じた報酬区分
- の2つを設定し、事業者においては、いずれかの選択が可能な取扱いとする。

【生活介護】

区分	報酬単価				サービス提供職員 配置基準(常勤換算)	サービス管理責任者 配置基準	平均障害程度(※)			
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上			平均区分5.5以上	又は	平均区分5.0以上	区分6の者が60%以上
生活介護サービス費(I)	1,262単位	1,232単位	1,177単位	1,162単位	1.7:1以上	利用者60人以下 1人以上 (以降40人又はその 端数を増すごとに1人 を加えて得た数以上)	平均区分5.3以上5.5未満			
生活介護サービス費(II)	1,119単位	1,088単位	1,043単位	1,029単位	2:1以上		平均区分5.1以上5.3未満	区分6の者が40%以上		
生活介護サービス費(III)	955単位	924単位	891単位	877単位	2.5:1以上		平均区分4.9以上5.1未満	区分5・6の者が50%以上		
生活介護サービス費(IV)	846単位	817単位	789単位	776単位	3:1以上		平均区分4.7以上4.9未満	平均区分4.5以上	区分5・6の者が40%以上	
生活介護サービス費(V)	770単位	736単位	718単位	704単位	3.5:1以上		平均区分4.4以上4.7未満		区分5・6の者が40%以上	
生活介護サービス費(VI)	696単位	667単位	645単位	633単位	4:1以上		平均区分4.1以上4.4未満	平均区分4.0以上	区分5・6の者が30%以上	
生活介護サービス費(VII)	650単位	618単位	601単位	588単位	4.5:1以上		平均区分3.8以上4.1未満		区分5・6の者が30%以上	
生活介護サービス費(VIII)	606単位	578単位	564単位	551単位	5:1以上		平均区分3.5以上3.8未満	平均区分4.0未満	区分5・6の者が20%以上	
生活介護サービス費(IX)	577単位	546単位	533単位	522単位	5.5:1以上		平均区分3.5未満		経過措置利用者	
生活介護サービス費(X)	547単位	515単位	510単位	496単位	6:1以上					
生活介護サービス費(XI)	502単位	473単位	460単位	446単位	10:1以上					

いずれかを選択

【施設入所支援】

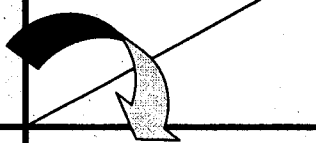
区分	報酬単価				夜間職員 配置基準	平均障害程度			
	定員40人以下	定員41人以上60人以下	定員61人以上80人以下	定員81人以上		平均障害程度		平均障害程度	
施設入所支援サービス費(I)	400単位	309単位	255単位	231単位	利用者60人以下 夜勤職員3人以上 (以降40人を増すごとに1 人を加えて得た数以上)	平均区分5.5以上	又は	平均区分5.0以上	区分6の者が60%以上
施設入所支援サービス費(II)	381単位	289単位	238単位	214単位		平均区分5.3以上5.5未満			区分6の者が50%以上
施設入所支援サービス費(III)	359単位	266単位	219単位	195単位		平均区分5.1以上5.3未満			区分6の者が40%以上
施設入所支援サービス費(IV)	281単位	214単位	179単位	162単位	平均区分4.9以上5.1未満	平均区分4.5以上		区分5・6の者が50%以上	
施設入所支援サービス費(V)	270単位	203単位	170単位	153単位	平均区分4.7以上4.9未満			区分5・6の者が40%以上	
施設入所支援サービス費(VI)	262単位	195単位	163単位	146単位	(以降40人を増すごとに1 人を加えて得た数以上)	平均区分4.4以上4.7未満		平均区分4.0以上	区分5・6の者が40%以上
施設入所支援サービス費(VII)	256単位	188単位	158単位	141単位		平均区分4.1以上4.4未満			区分5・6の者が30%以上
施設入所支援サービス費(VIII)	188単位	146単位	127単位	115単位	利用者60人以下 夜勤職員1人以上 (以降40人を増すごとに1 人を加えて得た数以上)	平均区分3.8以上4.1未満		平均区分4.0未満	区分5・6の者が30%以上
施設入所支援サービス費(IX)	184単位	141単位	124単位	112単位		平均区分3.5以上3.8未満			区分5・6の者が20%以上
施設入所支援サービス費(X)	180単位	138単位	121単位	109単位		平均区分3.5未満			
施設入所支援サービス費(XI)	115単位	99単位	92単位	88単位	宿直職員1人以上	経過措置入所者			

いずれかを選択

平均障害程度区分が変動した場合の取扱い

- 生活介護においては、前年度利用者の平均障害程度区分等に応じ、適用される人員配置や報酬単価が決定する仕組みとしているが、入退所の状況によっては、報酬単価区分が低い区分となった場合に、収入額に大きな変動が見込まれるケースも想定されるところ。
- こうした大きな変動を回避するため、前年度実績によって低い報酬単価区分となる場合でも、人員配置要件を満たしている場合には、6ヶ月間の猶予期間を設ける。

【具体的な取り扱いのイメージ】

	平成18年度	平成19年度	平成20年度		
			4月～9月	10月～3月	
平均障害程度区分	5.3	5.0		4月～9月の平均区分が5.3以上であった場合	4月～9月の平均区分が5.3未満であった場合
報酬単価	32.7万円	32.7万円		32.7万円	32.7万円

前年度の実績によって、翌年度の報酬単価が決定

↓
本来、28.4万円となるところ、6ヶ月間猶予。

平均障害程度区分等の求め方

1. 原則の取扱い

○ 生活介護及び施設入所支援については、前年度の平均障害程度区分等に応じて、人員配置や報酬単価が決定する仕組みとしているが、当該前年度の平均障害程度区分等については、以下の算式により求めることとする。

(平均障害程度区分)

・ $(\text{区分2に該当する前年度の延べ利用者数} \times 2 + \text{区分3に該当する前年度の延べ利用者数} \times 3 + \text{区分4に該当する前年度の延べ利用者数} \times 4 + \text{区分5に該当する前年度の延べ利用者数} \times 5 + \text{区分6に該当する前年度の延べ利用者数} \times 6) / \text{総延べ利用者数}$

※ 算出結果については、小数点第2位を四捨五入することとする。

(区分5・6の者の割合)

・ 平均区分5.0以上の場合： $(\text{区分6に該当する前年度の延べ利用者数}) / \text{総延べ利用者数}$

・ 平均区分5.0未満の場合： $(\text{区分5に該当する前年度の延べ利用者数} + \text{区分6の前年度の延べ利用者数}) / \text{総延べ利用者数}$

※ 算出結果については、小数点第1位を四捨五入することとする。

(注) 上記「総延べ利用者数」については、経過措置による生活介護の利用者、自立訓練等の利用者を除く。

【具体的なイメージ】

利用者	障害程度区分(a)	月	火	水	木	金	延べ利用者数(b)	(a) × (b)
A	5	○		○	○	○	4人	20
B	4	○	○	○	○	○	5人	20
C	3		○	○	○	○	4人	12
D	6	○		○		○	3人	18
E	4	○	○	○	○	○	5人	20
合計		4人	3人	5人	4人	5人	21人	90



- ・平均障害程度区分： $90 \div 21 \text{人} = 4.28 \rightarrow 4.3$ （小数点第2位四捨五入）
- ・区分5・6の者の割合： $(\text{区分}5 : 4\text{人} + \text{区分}6 : 3\text{人}) \div 21\text{人} = 33.3\% \rightarrow 33\%$ （小数点第1位四捨五入）

2. 旧支援費施設が新体系へ移行する場合の取扱い

- 旧支援費施設が新体系へ移行する場合の平均障害程度区分等の算定については、新体系への移行を申請した日の前日から直近1ヶ月の平均障害程度区分等によって求めることとする。
- なお、申請段階における平均障害程度区分については、移行後3ヶ月間の実績により、見直すことができることとする(以降、毎年度4月1日を基準に見直し。)

3. 新規事業者が新体系へ参入する場合の取扱い

- 新体系へ新規参入する事業者の平均障害程度区分等の算定については、登録人員の障害程度区分などから推計した平均障害程度区分等を、移行後3ヶ月間、暫定的に適用する。
- なお、申請段階における平均障害程度区分については、移行後3ヶ月間の実績により、見直しを行うものとする(以降、毎年度4月1日を基準に見直し。)

入所施設(障害児施設を除く)における入院時の取り扱い

○ 新体系及び旧体系の入所施設(障害児施設を除く)については、現在、入院・外泊時の措置として、1月に6日を限度に320単位を算定することとされているが、この期間を超えて、入所施設において入院時の支援を行った場合について、入院時支援加算を創設する。

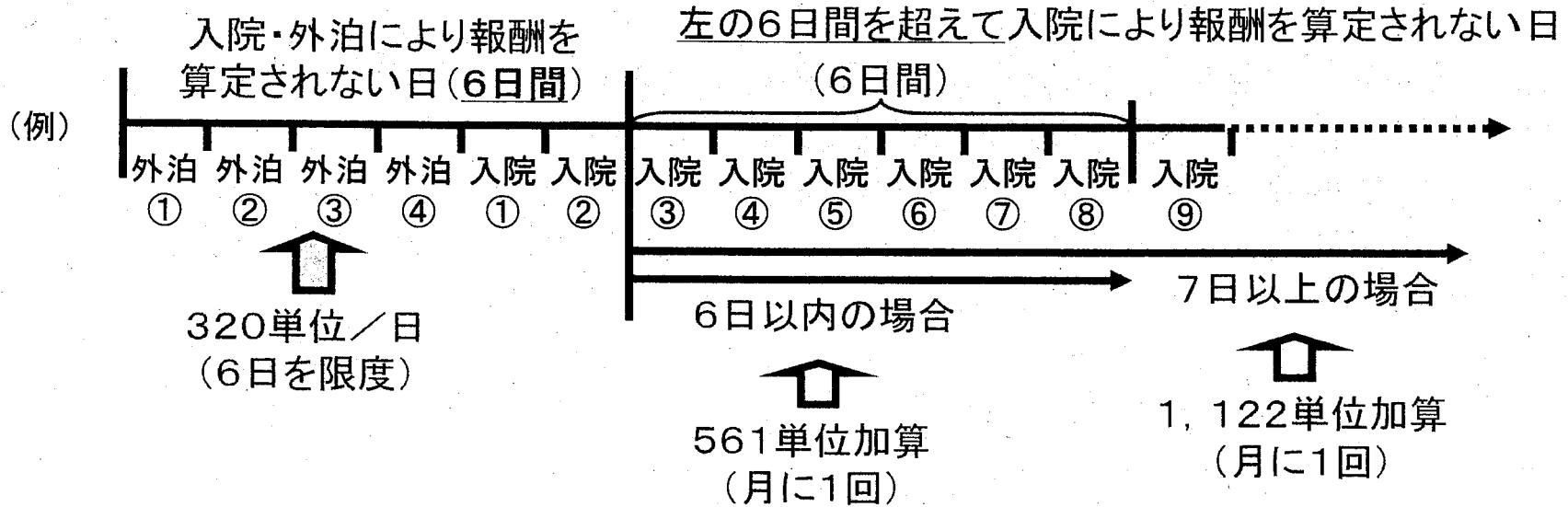
【入院時支援加算】

○ 入院・外泊により本体報酬を算定されない日数が月6日を超える場合であって、当該6日を超えて入院により本体報酬が算定できない日数が下記日数の場合に、家族等の支援を受けることが困難で、施設職員が家族等に代わって入院期間中の支援を行う必要があり、本人又は保護者の同意の下、個別支援計画に基づき、入院期間中、入院先を訪問し、入院先との調整、被服等の準備その他の支援を行ったときは、次のとおり報酬を加算(月1回算定)。

6日までの場合	561単位
7日以上の場合	1,122単位

【入所施設における入院時支援加算の算定(例)】

＜入所施設(障害児施設を除く)の場合＞



(注)入院日数は連続している必要はない

介護給付・訓練等給付費及び障害児施設給付費の支払期日について

- 障害者自立支援法が施行され平成18年10月から施設・事業体系の見直しが行われることに伴い、市町村等における介護給付・訓練等給付費及び障害児施設給付費の支払期日については、審査事務等の期間を考慮し、請求月の翌月末として、差し支えない。
- なお、給付費の支払いが、請求月の翌月末となることにより、事業者において施設運営に要する経営資金（つなぎ資金）が必要となる場合には、別添のとおり、独立行政法人福祉医療機構において同経営資金の貸し付けを行うこととしているところであるが、その際、既に独立行政法人福祉医療機構からも通知しているとおり、
 1. 管内の対象施設及び事業者に対する周知・指導
 2. 都道府県知事（指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。）の意見等について遺漏のないようお願いする。

障害者自立支援法の施行に伴う経営資金（つなぎ資金）貸付要綱

第1 目的

障害者自立支援法の施行等に伴い、平成18年10月以降、障害者関連施設については、新たなサービス体系に移行することとなるが、新制度による障害福祉サービス費等が最初に支払われるまでに相当の日時を要することから、この間の経営資金（つなぎ資金）を融資することにより事業の安定的な運営を支援し、あわせて新制度への円滑な移行に資することを目的とする。

第2 貸付けの対象

- 1 平成18年9月現在、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく精神障害者社会復帰施設、身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設（小規模通所授産施設、福祉工場を含む。）、知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生施設、知的障害者授産施設（小規模通所授産施設、福祉工場を含む。）、知的障害者通勤寮を行っていた法人であって、引き続き同年10月以降、障害者自立支援法に基づく指定障害者福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設（旧法施設を含む。）として、介護給付費（療養介護、生活介護、共同生活介護、施設入所支援に限る。）、訓練等給付費の対象となる施設・事業を行う法人
- 2 平成18年9月現在、児童福祉法に基づく知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設を行っていた法人であって、引き続き同年10月以降、障害児施設給付費等の対象となる施設・事業を行う法人

第3 貸付金額

- 1 施設・事業の経営に必要な資金として都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。）が認めた額の範囲内において法人が希望する額とする。
ただし、担保による貸付けについてはその担保評価額の100分の80を限度とする。
- 2 貸付金額は10万円単位とし、希望額が100万円未満のときは貸付けしないものとする。

第4 貸付利率

金銭消費貸借契約時における現行の経営資金の利率と同様とする。

第5 償還期間及び据置期間

償還期間は5年以内とし、1年以内の据置期間を設けることとする。

第6 償還方法及び利息の支払方法

元金は3か月毎の均等償還とし、利息は年4回の後払いとする。

第7 担保

- 1 担保は、法人単位に貸付金額に相応するものを徴するものとする。
ただし、貸付金額が1,000万円以下の場合は原則として担保を徴しないものとする。
- 2 担保は、登記、登録等第三者対抗要件を具備することが容易であって、それにより確実に貸付金債権を担保することができるものに限ることとする。
- 3 担保評価は、次のいずれかによるものとする。
 - ① 不動産の鑑定評価に関する法律による不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の鑑定評価書
 - ② 都道府県社会福祉協議会の評価委員会が行った評価証明書で機構が認めたもの
 - ③ 地方公共団体の長の発行した固定資産評価証明書
 - ④ 銀行等が不動産鑑定士又は不動産鑑定士補の評価方法に準じて評価を行ったもの
 - ⑤ 機構の融資対象とした建物又は土地については、担保物件評価認定申請書（様式4）に基づき機構が認定した額
 - ⑥ 地価公示法に定める土地鑑定委員会の公示価格、国土利用計画法施行令に定める基準地の標準価格等
 - ⑦ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第59条の規定に基づき所轄庁に届け出た社会福祉法人現況報告書に記載された土地又は建物の評価額（建物については、減価償却が確実になされていることが確認できる場合に限る。）

第8 連帯保証人

原則として、法人代表者を含め2名以上の連帯保証人を立てさせるものとする。

第9 延滞損害金

元金の償還が延滞したときは、年14.5%の割合による延滞損害金を徴収するものとする。ただし、機構が特に認めたときは減免することが出来るものとする。

第10 違約金

法人が貸付金をその目的以外の用途に使用したことが明らかとなったときは、貸付金の全部又は一部につき年14.5%から約定利率を控除した率を乗じた額を違約金として徴収するものとする。

第11 弁済補償金

借入者の申し出により期限前に貸付金の全部又は一部の償還を受けるときは、別に定めるところにより弁済補償金を徴収するものとする。

第12 借入の申込み

- この資金の借入れを希望する法人は、法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。）を経由して「経営資金（つなぎ資金）借入申込書」（別紙様式）を提出するものとする。
- 都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。）は、借入申込書の提出にあたり必要な意見を付すものとする。

第13 制度の適用期間

平成18年10月1日から障害者自立支援法附則第1条第3号に規定する平成24年3月31日までの政令で定める日以後、3か月経過した日までとする。

第14 その他

上記のほか、経営資金の貸付けについては、「独立行政法人福祉医療機構直接貸付事務取扱要領」等の定めるところによるものとする。

経営資金（つなぎ資金）借入申込に関する意見等

◇ 施設・事業別の借入申込額

法人の名称						
区分	施設・事業の種別	施設等の名称	定員	移行時期	所要金額	借入申込額 (10万円単位)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
合 計						

(注) 法人所在地以外の都道府県(指定都市又は児童相談所設置市を含む。)で施設・事業を行っており、これを含めて借入申込みをするときは、法人において同様式をコピーのうえ、当該施設・事業を所轄する都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。)に下欄の証明を依頼してください。なお、証明後は法人所在地の都道府県に提出してください。

[ここから先については法人が記載しないでください。]

◇ 都道府県知事(指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。)の意見等

区 分	都道府県知事 が認めた額	左 欄 の 説 明
上記区分1の事業・施設		
上記区分2の事業・施設		
上記区分3の事業・施設		
上記区分4の事業・施設		
上記区分5の事業・施設		
上記区分6の事業・施設		
上記区分7の事業・施設		
上記区分8の事業・施設		
上記区分9の事業・施設		
上記区分10の事業・施設		
合 計		

各事業・施設の経営に必要な資金であることを証明します。

平成 年 月 日

〇〇県知事(市長)

印

独立行政法人福祉医療機構理事長 殿

「経営資金（つなぎ資金）借入申込に関する意見等」の記入方法

1 施設・事業別の借入申込額

- (1) 借入申込者である法人が記入してください。
- (2) 各施設・事業ごとに種別、名称、定員及び所要金額を記入してください。
 なお、所要金額については、各施設・事業において法人が希望する経営資金（つなぎ資金）の金額を記入してください。
- (3) 借入申込額については、各施設・事業ごとにおける所要金額の合計額を10万円単位（万円以下切捨て）として記入してください。

2 都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。）の意見等

- (1) 各施設・事業を所轄する都道府県市が記入してください。
- (2) 各施設・事業ごとに都道府県知事が認めた額及びその額の説明を記入してください。
 なお、都道府県知事が認めた額については、【別添】「事務の手引き」の都道府県等をお願いしたい事項をご参照の上、記入してください。

3 貸付金額の算定方法

貸付金額は、「施設・事業の経営に必要な資金として都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市の市長を含む。）が認めた額の範囲内において法人が希望する額とする。」としており、施設・事業ごとに法人が希望する額と都道府県知事が認めた額のいずれか低い金額が、当該施設・事業の貸付金額となります。

したがって、貸付金額が借入申込額を下回る場合がございますのでご注意ください。

【例】借入申込額 36,900 千円 > 貸付金額 36,400 千円

区 分	法人が希望する額 (所要金額)	都道府県知事 が認めた額	貸付金額 (万円以下切捨て)
共同生活介護	1,910 千円	1,915 千円	1,900 千円
施設入所支援	9,000 千円	8,572 千円	8,500 千円
自立訓練	26,000 千円	26,400 千円	26,000 千円
合 計	36,900 千円		36,400 千円

(注) 借入申込額は所要金額の合計額を10万円単位（万円以下切捨て）とする。